

2021年2月10日

柏崎刈羽原子力発電所7号機

格納容器圧力逃がし装置ドレン移送ポンプ出口側伸縮継手の溶接部の適合性確認について

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所
第二保全部 原子炉G

1. 経緯及び今後の対応について

格納容器圧力逃がし装置ドレン移送ポンプ出口側伸縮継手については、2012年から実施している「7号機 原子炉格納容器フィルタベント設備設置工事」のなかで、JSME クラス 2 を要求し発注しております。ただし、同工事については、新規規制基準施行前から実施しているものであるため、発注において溶接事業者検査（以下「溶検」という。）については要求しておりません。

受注者は、当該伸縮継手については外注により調達しておりましたが、調達先では溶接の要求がなかったことから、JSME クラス 2 で求められる長手継手の機械試験については対象外として製作しておりました。

当社では当該継手について、提出された記録に対し、社内で定めた「溶接部の技術基準適合性確認要領書（KK-7-溶検適合性確認 R3）」（以下「要領書」という。）に基づき「溶接部の技術基準適合性確認」を行っておりますが、当該継手の JSME クラス 2 への適合性を確認するにあたり、要領書の「施工管理面の差異に対する適合性確認フロー（機械試験）」を用いて評価を行っておりました。

2021年1月26日～28日に原子力規制庁殿に「溶接部の技術基準適合性確認」の結果をご説明した際、JSME クラス 2 として製作しているものであるため、規格に差異がある場合に適用する「施工管理面の差異に対する適合性確認フロー（機械試験）」を用いることは適切ではないとのご指摘を踏まえ、当該継手については機械試験を実施したものに新しく取り換えることと致します。

2. 使用前事業者検査（溶接）の対応について

当該伸縮継手については、新しく取り替えることから、使用前事業者検査（溶接）を実施致します。このため、上記の要領書で技術基準適合性を確認した当該伸縮継手の溶接部については対象から除外し、現在実施済みの溶接部の技術基準適合性確認結果については、不適合管理の仕組みの中で成績書を訂正致します。

以上